

大阪市債権回収対策推進会議 資料

(令和7年12月19日)

議題 1 令和7年10月末現在の未収金の状況について	2
議題 2 令和7年度後半の取組強化の徹底について	12
議題 3 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について (令和7年10月末の状況など)	27
議題 4 行政区別の未収金残高目標について(令和7年10月末の状況)	31

議題 1

令和 7 年 10 月末現在の未収金の状況について

令和6年度決算時未収金の対策状況（令和7年10月末現在）

7年度

(単位：億円)

令和6年度決算時未収金 357億円…α
令和7年度末未収金残高目標 228億円…β
令和7年10月末の未収金残高 311億円…γ
進捗率 36.0%【▲46億円(γ-α)/▲129億円(β-α)】

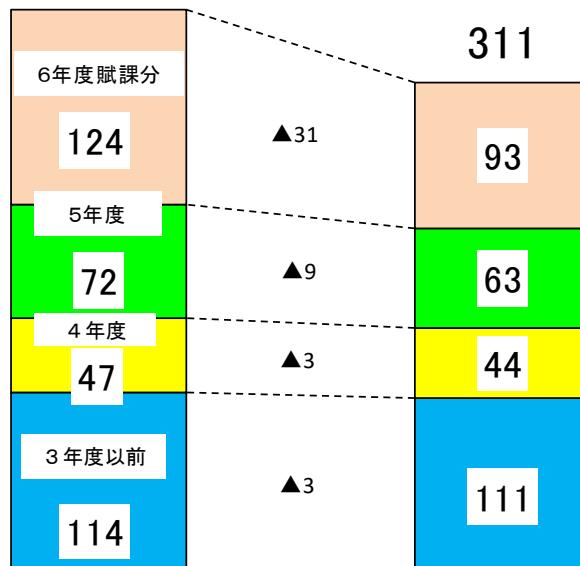
参考 6年度

(単位：億円)

令和5年度決算時未収金 352億円…α
令和6年度末未収金残高目標 222億円…β
令和6年10月末の未収金残高 306億円…γ
進捗率 35.1%【▲46億円(γ-α)/▲130億円(β-α)】

357

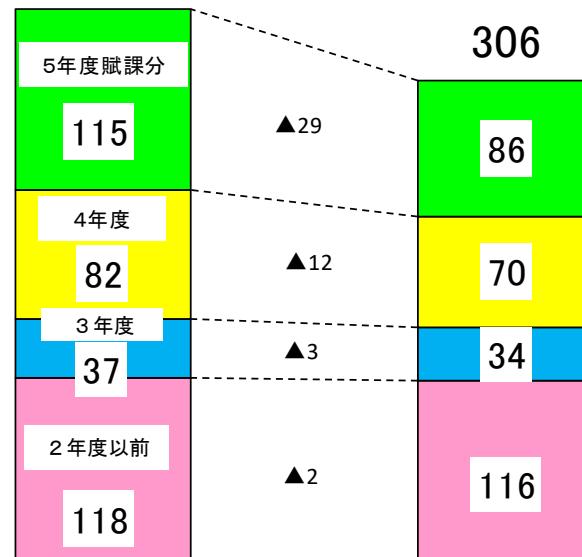
▲46



6年度決算
(7年5月末)

352

▲46



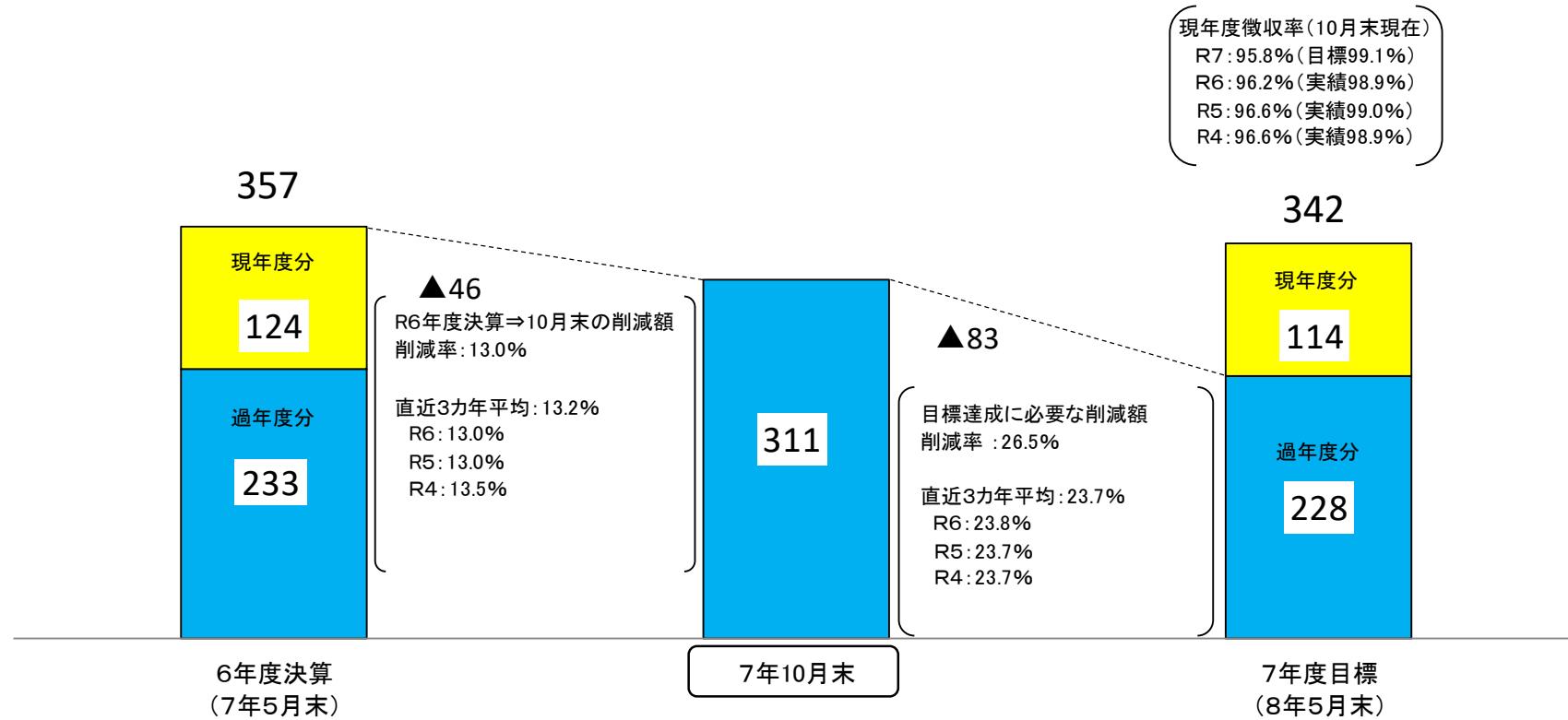
5年度決算
(6年5月末)

※以下、本資料における計数は、それぞれ四捨五入を行っているため、端数処理の関係上、合計と内訳等が一致しない場合があります。

※以下、本資料における割合(%)は、千円単位で計算しているため、グラフ・表内の計算と一致しない場合があります。

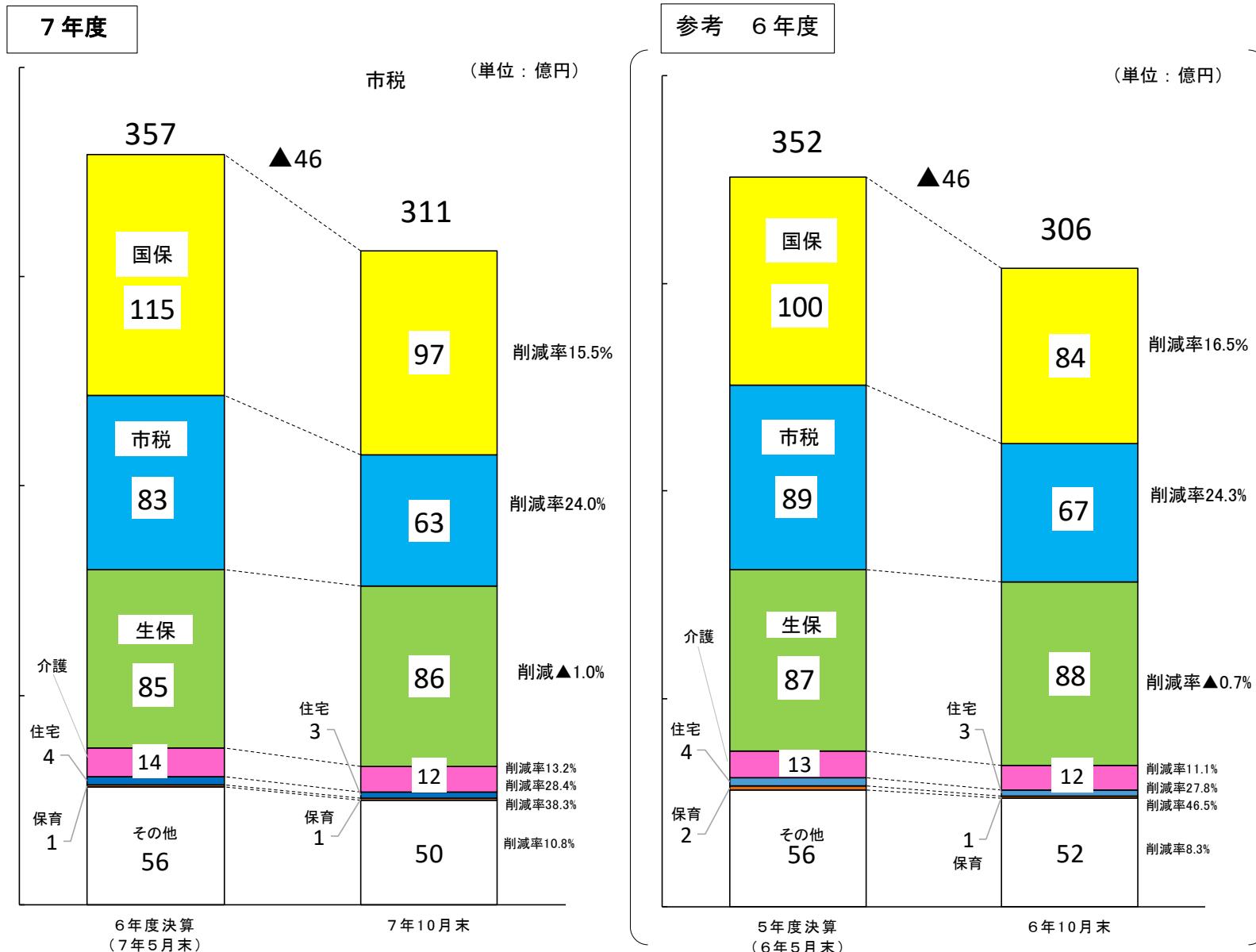
令和7年度未収金残高目標達成に向けた令和7年10月末の状況

(単位: 億円)



- 10月末現在の過年度分未収金残高は311億円、令和6年度決算時357億円から46億円減少し、削減率は13.0%となっている。
- 過年度分については、年度後半に26.5%の削減が必要であり、直近3カ年の平均削減率を上回る取組みが必要である。
- 現年度分の徴収率は、令和6年度の徴収率を下回っており、目標達成には更なる徴収率の底上げが必要となる。
- 以上のことから、各所属においては、年度内において、実効性のある未収金残高削減の対策を強化し、市債権回収対策室においては、各所属への継続したヒアリングを実施するなど、進捗管理を強化し、令和7年度未収金残高目標342億円の達成をめざす。

令和6年度決算時未収金の主要6債権別の状況（令和7年10月末現在）



令和6年度決算時未収金の主要債権別対策状況（令和7年10月末現在）

上段:令和7年度

参考 下段():令和6年度

(単位:千円)

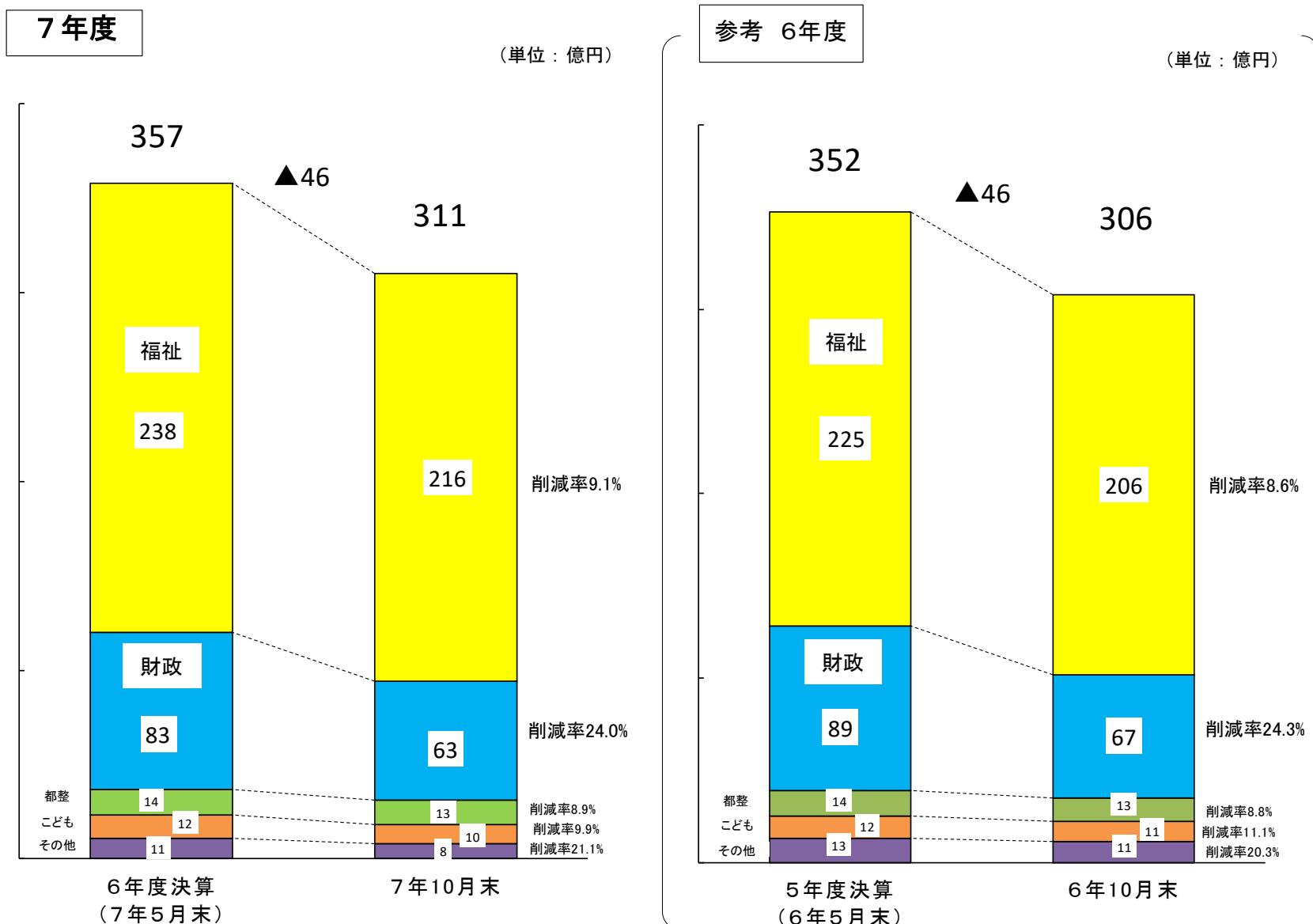
	所属	前年度決算時 未収金残高 A	徴収済額 【過年度分】 B	不納欠損処分等※ 【過年度分】 C	未収金残高 【過年度分】 D=A-B-C	削減率 【過年度分】 E=(A-D)/A	削減率の比較 【過年度分】 Eの上段一下段()	(参考) 徴収率 【現年度分】 (10月末)
国民健康保険料	福祉局	11,467,587 (10,034,907)	1,584,565 (1,530,948)	191,327 (124,052)	9,691,695 (8,379,907)	15.5% (16.5%)	▲ 1.0%	87.7% (88.9%)
市税	財政局	8,281,126 (8,898,620)	2,058,626 (2,084,430)	▲ 72,036 (74,804)	6,294,536 (6,739,386)	24.0% (24.3%)	▲ 0.3%	97.9% (98.2%)
生活保護費返還金	福祉局	8,477,630 (8,711,696)	185,233 (180,477)	▲ 266,903 (▲ 243,748)	8,559,300 (8,774,967)	▲ 1.0% (▲ 0.7%)	▲ 0.3%	56.2% (60.3%)
介護保険料	福祉局	1,398,817 (1,344,664)	183,445 (147,553)	830 (1,569)	1,214,542 (1,195,542)	13.2% (11.1%)	2.1%	97.5% (97.3%)
住宅使用料	都市 整備局	383,726 (368,780)	108,795 (102,607)	0 (0)	274,931 (266,173)	28.4% (27.8%)	0.6%	97.7% (97.9%)
保育所保育料	こども 青少年局	137,326 (192,681)	50,937 (82,862)	1,718 (6,774)	84,671 (103,045)	38.3% (46.5%)	▲ 8.2%	97.4% (96.9%)
その他の債権	—	5,564,969 (5,632,523)	593,746 (458,929)	5,309 (8,641)	4,965,914 (5,164,953)	10.8% (8.3%)	2.5%	87.1% (89.2%)
合計	—	35,711,181 (35,183,871)	4,765,347 (4,587,806)	▲ 139,755 (▲ 27,908)	31,085,589 (30,623,973)	13.0% (13.0%)	0.0%	95.8% (96.2%)

【内訳】

一般会計	—	20,566,002 (21,552,485)	2,543,935 (2,558,914)	▲ 332,103 (▲ 164,084)	18,354,170 (19,157,655)	10.8% (11.1%)	▲ 0.3%	97.2% (97.9%)
特別会計	—	15,145,179 (13,631,386)	2,221,412 (2,028,892)	192,348 (136,176)	12,731,419 (11,466,318)	15.9% (15.9%)	0.0%	91.1% (91.1%)

※ 不納欠損処分等…不納欠損処分及び調定変更による増減の額

令和6年度決算時未収金の所属別の状況（令和7年10月末現在）



令和6年度決算時未収金の所属別の状況（令和7年10月末現在）

上段: 令和7年度
下段(): 令和6年度

(単位:千円)

所 属	前年度決算時 未収金残高 A	徴収済額 【過年度分】 B	不納欠損処分等※ 【過年度分】 C	未収金残高 【過年度分】 D=A-B-C	削減率 【過年度分】 E=(A-D)/A	削減率の比較 【過年度分】 Eの上段一下段()	(参考) 徴収率 【現年度分】 (10月末)
総務局	2,094 (2,174)	0 (17)	0 (0)	2,094 (2,157)	0.0% (0.8%)	▲ 0.8%	— —
区役所	6,121 (3,517)	23 (422)	297 (▲ 1)	5,801 (3,096)	5.2% (12.0%)	▲ 6.8%	0.9% (94.4%)
経済戦略局	98,488 (103,383)	887 (832)	▲ 1 (0)	97,602 (102,551)	0.9% (0.8%)	0.1%	99.6% (99.6%)
中央卸売市場	8,286 (7,318)	2,125 (375)	1 (3)	6,160 (6,940)	25.7% (5.2%)	20.5%	99.6% (99.7%)
市民局	8,091 (6,163)	190 (516)	0 (▲ 418)	7,901 (6,065)	2.3% (1.6%)	0.7%	22.4% (29.3%)
財政局	8,281,831 (8,899,084)	2,058,881 (2,084,486)	▲ 72,085 (74,816)	6,295,035 (6,739,782)	24.0% (24.3%)	▲ 0.3%	97.9% (98.2%)
契約管財局	62,958 (77,631)	6,150 (7,265)	0 (0)	56,808 (70,366)	9.8% (9.4%)	0.4%	49.9% (96.5%)
福祉局	23,803,173 (22,505,231)	2,247,739 (2,050,182)	▲ 72,838 (▲ 108,417)	21,628,272 (20,563,466)	9.1% (8.6%)	0.5%	88.6% (89.0%)
健康局	5,657 (1,014)	48 (71)	▲ 4 (0)	5,613 (943)	0.8% (7.0%)	▲ 6.2%	99.4% (99.7%)
こども青少年局	1,163,770 (1,209,209)	110,836 (127,703)	4,329 (6,574)	1,048,605 (1,074,932)	9.9% (11.1%)	▲ 1.2%	92.9% (94.2%)
環境局	16,941 (16,606)	2,441 (2,264)	▲ 170 (▲ 300)	14,670 (14,642)	13.4% (11.8%)	1.6%	85.6% (86.4%)
都市整備局	1,398,793 (1,372,720)	124,449 (121,313)	▲ 50 (▲ 1)	1,274,394 (1,251,408)	8.9% (8.8%)	0.1%	97.6% (97.7%)
建設局	254,015 (281,242)	133,867 (141,921)	▲ 3 (▲ 12)	120,151 (139,333)	52.7% (50.5%)	2.2%	91.4% (92.3%)
大阪港湾局	252,737 (254,247)	6,450 (993)	▲ 1 (0)	246,288 (253,254)	2.6% (0.4%)	2.2%	99.7% (99.9%)
消防局	589 (492)	0 (0)	0 (0)	589 (492)	0.0% (0.0%)	0.0%	— —
水道局	156,367 (243,370)	62,802 (43,714)	▲ 1,416 (▲ 290)	94,981 (199,946)	39.3% (17.8%)	21.5%	94.7% (92.8%)
教育委員会事務局	191,270 (200,470)	8,459 (5,732)	2,186 (138)	180,625 (194,600)	5.6% (2.9%)	2.7%	16.8% (90.5%)
合計	35,711,181 (35,183,871)	4,765,347 (4,587,806)	▲ 139,755 (▲ 27,908)	31,085,589 (30,623,973)	13.0% (13.0%)	0.0%	95.8% (96.2%)

※ 不納欠損処分等…不納欠損処分及び調定変更による増減の額

令和6年度決算時未収金のその他主要債権別の状況（令和7年10月末現在）

上段:令和7年度

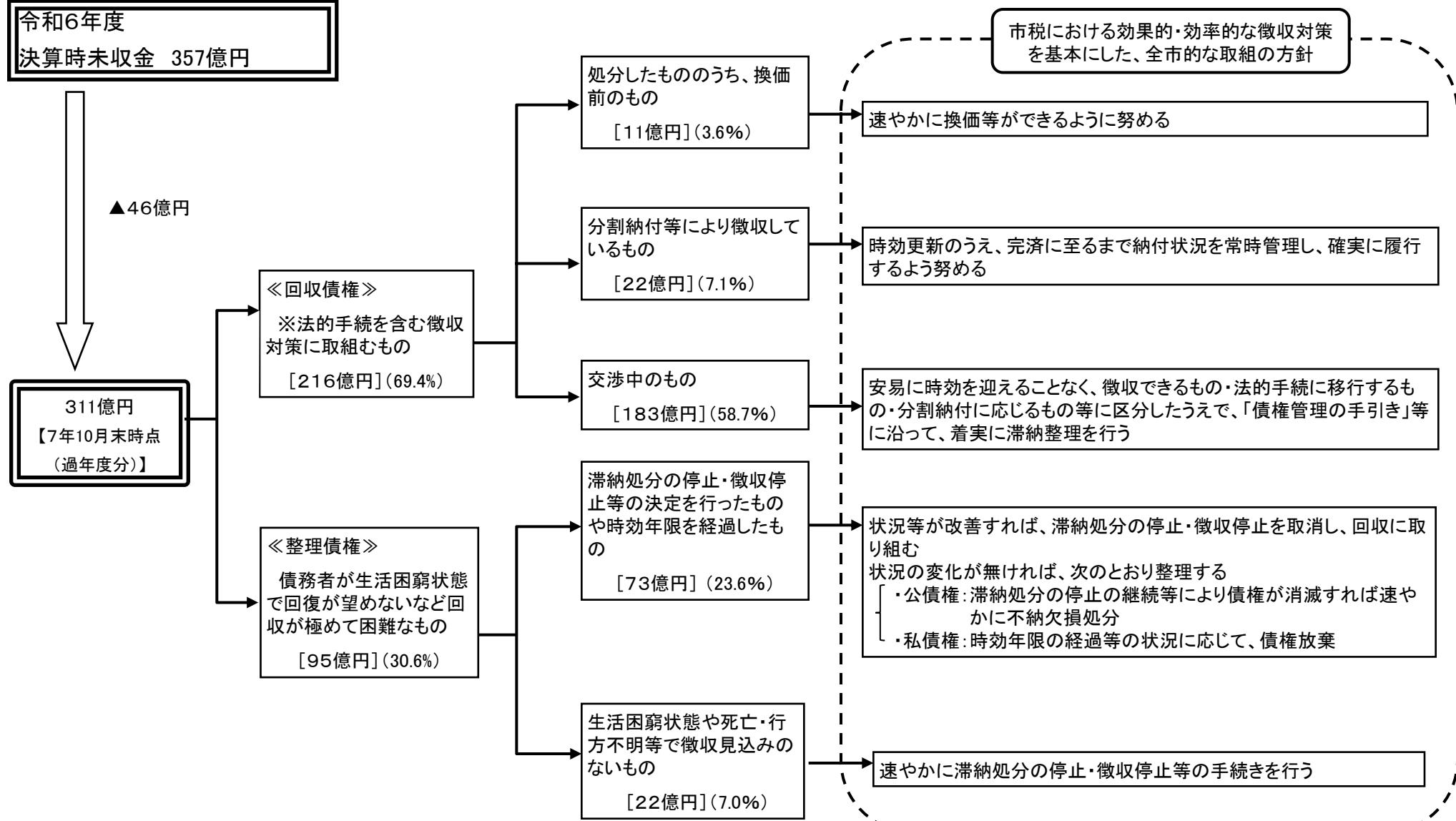
参考 下段():令和6年度

(単位:千円)

債権名	所属	前年度決算時 未収金残高 A	徴収済額 【過年度分】 B	不納欠損処分等※ 【過年度分】 C	未収金残高 【過年度分】 D=A-B-C	削減率 【過年度分】 E=(A-D)/A	削減率の比較 【過年度分】 Eの上段-下段()	(参考) 徴収率 【現年度分】 (10月末)
後期高齢者医療保険料	福祉局	510,592 (456,553)	126,311 (115,465)	1,675 (▲ 508)	382,606 (341,596)	25.1% (25.2%)	▲ 0.1%	73.2% (73.1%)
生活保護法指定 医療機関等返還金		457,630 (458,254)	2,164 (1,867)	0 (26)	455,466 (456,361)	0.5% (0.4%)	0.1%	100.0% (100.0%)
国民健康保険料(不現住)		148,231 (143,769)	0 (0)	▲ 2,636 (6,417)	150,867 (137,352)	▲ 1.8% (4.5%)	▲ 6.3%	0.0% (0.0%)
国民健康保険給付費返還金		269,169 (409,899)	52,855 (49,610)	2,363 (2,412)	213,951 (357,877)	20.5% (12.7%)	7.8%	62.5% (68.5%)
介護保険給付費不正・ 不当利得返還金及び加算金		201,654 (120,827)	70,677 (3,338)	0 (2,532)	130,977 (114,957)	35.0% (4.9%)	30.1%	86.7% (18.4%)
大学奨学費貸付金返還金収入		29,348 (31,585)	4,000 (984)	▲ 47 (347)	25,395 (30,254)	13.5% (4.2%)	9.3%	73.7% (78.9%)
居宅介護給付費返還金 (居宅生活支援費返還金)		63,044 (62,519)	11,241 (420)	0 (0)	51,803 (62,099)	17.8% (0.7%)	17.1%	12.0% (0.0%)
土地賃貸料	契約管財局	56,381 (71,132)	6,150 (7,265)	0 (0)	50,231 (63,867)	10.9% (10.2%)	0.7%	50.2% (96.5%)
母子父子寡婦福祉貸付金	こども青少年局	573,391 (595,646)	20,829 (24,595)	0 (0)	552,562 (571,051)	3.6% (4.1%)	▲ 0.5%	73.8% (74.2%)
児童扶養手当返還金		194,568 (190,184)	9,550 (13,538)	2,805 (0)	182,213 (176,646)	6.3% (7.1%)	▲ 0.8%	43.7% (35.7%)
児童福祉施設 徴収金		109,616 (106,420)	4,022 (4,025)	213 (597)	105,381 (101,798)	3.9% (4.3%)	▲ 0.4%	54.9% (53.9%)
霊園手数料	環境局	11,953 (12,122)	2,167 (1,730)	▲ 170 (▲ 300)	9,956 (10,692)	16.7% (11.8%)	4.9%	85.6% (86.4%)
不正入居等損害金 (市営住宅)	都市整備局	973,761 (961,469)	9,107 (12,155)	0 (0)	964,654 (949,314)	0.9% (1.3%)	▲ 0.4%	1.7% (2.5%)
下水道使用料	建設局	171,407 (169,708)	112,936 (113,106)	0 (0)	58,471 (56,602)	65.9% (66.6%)	▲ 0.7%	90.3% (92.4%)
土地賃貸料 (一般会計)	大阪港湾局	136,501 (141,105)	1,453 (917)	0 (0)	135,048 (140,188)	1.1% (0.6%)	0.5%	100.0% (99.9%)
土地賃貸料相当損害金等		76,754 (82,543)	5 (1)	0 (0)	76,749 (82,542)	0.0% (0.0%)	0.0%	100.0% (100.0%)
給水料	水道局	133,593 (111,409)	59,369 (41,308)	▲ 1,421 (▲ 290)	75,645 (70,391)	43.4% (36.8%)	6.6%	94.7% (92.8%)
学校給食費	教育委員会 事務局	89,684 (97,291)	3,385 (4,065)	0 (0)	86,299 (93,226)	3.8% (4.2%)	▲ 0.4%	16.2% (90.7%)
高等学校等奨学金 貸付金返還金		37,794 (39,088)	2,613 (770)	2,074 (13)	33,107 (38,305)	12.4% (2.0%)	10.4%	72.9% (76.5%)

※ 不納欠損処分等…不納欠損処分及び調定変更による増減の額

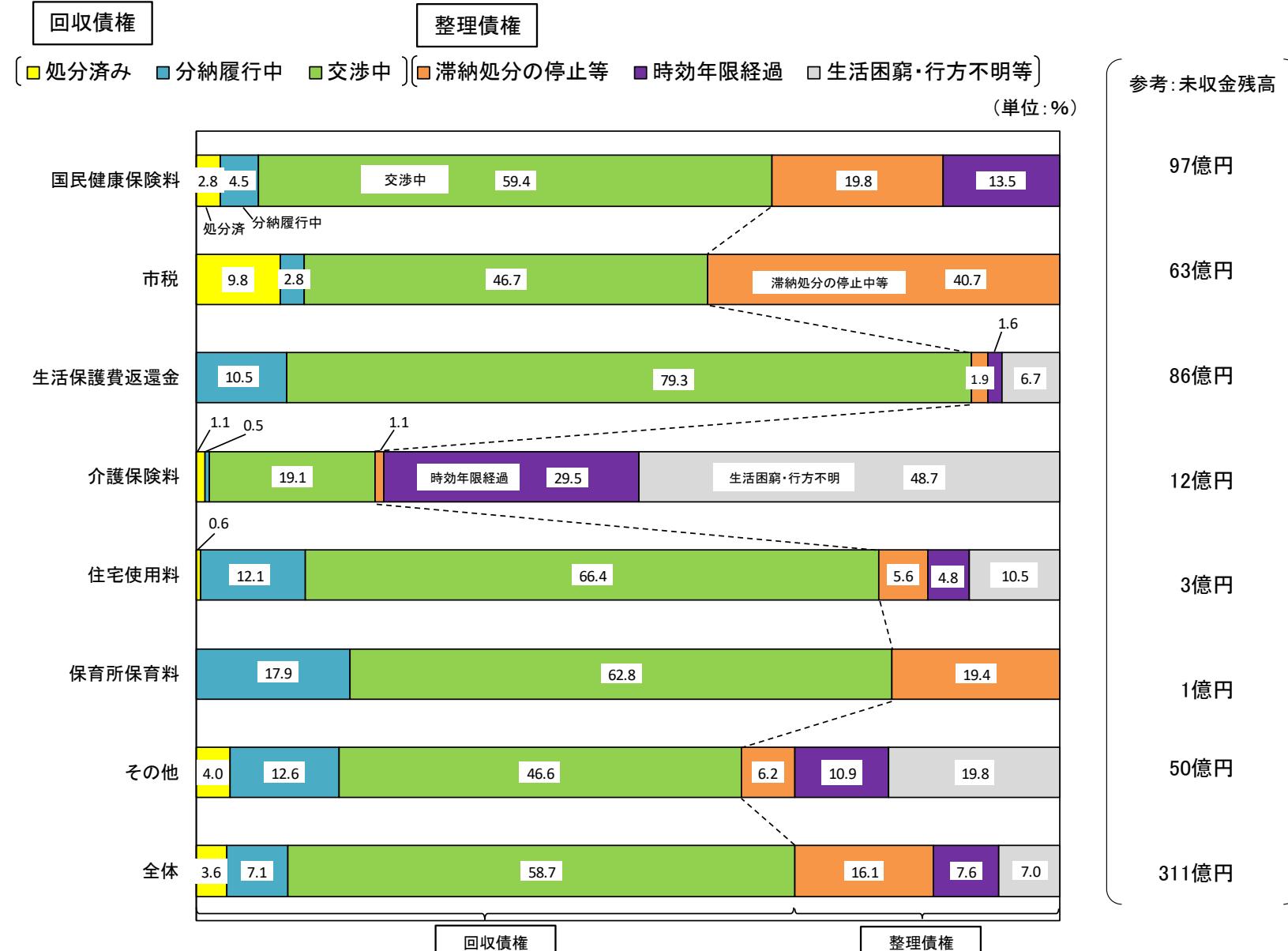
令和6年度決算時未収金の解消に向けた方向性(令和7年10月末時点)



※以下、本資料における法的手続とは、強制徴収公債権においては差押え及び交付要求、私債権・非強制公債権においては、訴訟、支払督促及び強制執行に係る手続きのことです。

令和6年度決算時未収金の整理状況(令和7年10月末時点)

～主要6債権別取組状況の割合～



議題 2

令和 7 年度後半の取組強化の徹底について

令和7年度後半の取組について

債権名 国民健康保険料 整理番号 026 【福祉局生活福祉部保険年金課】

過年度分		現年度分	
10 月末徴収率 14.1 % (前年度10月末 15.4 %)		10 月末徴収率 87.7 % (前年度10月末 88.9 %)	
決算見込み徴収率 25.0 % (前年度決算 22.6 %)		決算見込み徴収率 91.2 % (前年度決算 89.8 %)	
目標徴収率 25.0 % (前年度目標 27.4 %)		目標徴収率 91.2 % (前年度目標 91.5 %)	
主な取り組み		主な取り組み	
【区の重点取組】		【区の重点取組】	
<ul style="list-style-type: none"> ・資格適正化・適正賦課の徹底として、他保険加入疑義世帯に対する届出勧奨や不現住調査事務及び所得未申告世帯に対する届出勧奨事務を、国保資格・賦課担当と連携して実施。 ・滞納処分の徹底として、自主納付を促しても、なお、納付に応じない世帯に対しては、財産が判明次第速やかに滞納処分を実施するとともに、滞納整理の強化として、完納に至らない分割納付等に応じることなく滞納世帯の状況を精査し、適宜執行停止処分等を実施。 ・滞納整理にあたっては、局が作成する財産判明リストや市債権回収対策室との連携(税との重複案件の引継)を活用。 ・特別療養費候補(旧短期証)世帯への来庁勧奨に応じない世帯に対して、来庁再勧奨を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・初期未納対策の強化として、ペイジー口座振替受付サービスやWeb口座振替申込を活用した新規加入者に対する口座振替勧奨や、口座振替不能世帯に対する個別督励を徹底するとともに、区の特性に応じて電話勧奨や催告書等の文書送付等、自主納付を促進する取組を実施。 ・資格適正化・適正賦課の徹底として、他保険加入疑義世帯に対する届出勧奨や不現住調査事務及び所得未申告世帯に対する届出勧奨事務を、国保資格・賦課担当と連携して実施。 ・滞納処分の徹底として、自主納付を促しても、なお、納付に応じない世帯に対しては、財産が判明次第速やかに滞納処分を実施するとともに、滞納整理の強化として、完納に至らない分割納付等に応じることなく滞納世帯の状況を精査し、適宜執行停止処分等を実施。 ・滞納整理の強化にあたっては、局が作成する財産判明リストや市債権回収対策室との連携(税との重複案件の引継)を活用。 ・特別療養費候補(旧短期証)世帯への来庁勧奨に応じない世帯に対して、来庁再勧奨を実施。 	
【局の重点取組】		【局の重点取組】	
<ul style="list-style-type: none"> ・収納率向上及び未収金残高縮減に向けた重点取組等の収納対策の進捗が思わしくない区に対して、局の収納整理チームによる訪問支援を実施。 ・区の取組に対する進捗管理を市債権回収対策室と行うとともに、局の収納整理チームや弁護士資格を有する職員が、適宜助言・指導を実施。 ・弁護士資格を有する職員による高額難件、長期滞納事案の解消に向けた支援を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・収納率向上及び未収金残高縮減に向けた重点取組等の収納対策の進捗が思わしくない区に対して、局の収納整理チームによる訪問支援を実施。 ・区の取組に対する進捗管理を市債権回収対策室と行うとともに、局の収納整理チームや弁護士資格を有する職員が、適宜助言・指導を実施。 ・弁護士資格を有する職員による高額難件、長期滞納事案の解消に向けた支援を実施。 	

令和7年度 未収債権に関する具体的な取組状況(10月末)

福祉局	
債権名 国民健康保険料 整理番号 026	
<p>未収金の解消に向けた取組</p> <p>・取組内容</p> <p>○令和6年度に実施した取組を継続とともに、更なる取組の実施にあたっては、状況を踏まえた選択と集中を行いながら、限られた体制の中で効果的な収納対策を強化・推進する。また、窓口での接觸機会が減少していることから、自主納付を促す取組や、来庁に応じない滞納世帯に対する滞納処分をすみやかに実施する。</p> <p>【区での主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替勧奨の強化や区の特性に応じた催告書の送付など自主納付を促進する取組を徹底する。 ・調定の削減に寄与する他保険加入調査や所得把握などを強化する。 ・分割納付を適用する場合における年度内完結の徹底、執行停止を見据えた滞納整理業務を強化する。 ・福祉局が作成する財産判明リストの活用による早期滞納処分を実施する。 <p>【局での主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長会や課長会において取組の方向性の共有と取組を進めるためのヒアリングを実施するともに、好事例の共有により、各区における取組の選択肢を拡充する。 ・区の取組に対する進捗管理を徹底するとともに、収納整理チームや弁護士職員が、進捗状況に応じた助言・指導を適宜行う体制を構築する。 ・区の収納対策が停滞しないよう、収納整理チームの早期介入により時機を逸すことのない指導を実施する。 ・弁護士職員による、階層別の研修を実施するとともに、高額難件、長期滞納事案の解消に向けた支援を実施する。 	<p>未収金の発生抑制に向けた取組</p> <p>・取組内容</p> <p>○未納を発生させない主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー口座振替受付サービスやWEB口座振替申込を活用し、新規加入者に対する口座振替勧奨を徹底する。 ・留学などの外国人が増加する中、各区役所において受入先の教育機関と連携し、制度理解を促進する。 <p>○早期の未納解消に向けた主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国管理局との連携強化を図るなど、外国人の保険料未納対策を強化する。 ・コールセンターによる電話督励や所得申告勧奨などの業務について、対象や発信時間などを分析し、効率的・効果的な実施となるよう改善する。
<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>【区の重点取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期未納対策の強化として、新規加入者への口座振替勧奨や口座振替不能世帯に対する督励を徹底するとともに、区の特性に応じた電話勧奨や催告書等の文書送付等、自主納付を促進する取組を実施。 ・資格適正化・適正賦課の徹底として、他保険加入疑義世帯に対する届出勧奨や不現住調査事務及び所得未申告世帯に対する届出勧奨事務を、国保資格・賦課担当と連携して実施。 ・滞納処分の徹底として、自主納付を促してもなお納付に応じない世帯に対しては、財産が判明次第速やかに滞納処分を実施するとともに、滞納整理の強化として、完納に至らない分割納付等に応じることなく滞納世帯の状況を精査し、適宜執行停止処分等を実施。 ・滞納整理にあたっては、局が作成する財産判明リストや市債権回収対策室との連携(税との重複案件の引継)を活用。 <p>【局の重点取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区にヒアリングを実施し、区での取組目標を設定するとともに、区長に対して収納率向上及び未収金残高縮減に向けた重点取組の徹底・強化を要請。また、局が毎月提供している財産調査結果リストの具体的な活用方法等について幹事係長会等を通じて改めて周知。あわせて、各区より好事例を集約。今後、全区へ共有することで、各区における取組の選択肢を拡充していく。 ・収納率向上及び未収金残高縮減に向けた重点取組の進捗が思わしくない区に対して、収納整理チームが訪問支援を実施。 ・区の取組に対する進捗管理を市債権回収対策室と行うとともに、局の収納整理チームや弁護士資格を有する職員が、適宜助言・指導を行える体制を構築。 ・弁護士資格を有する職員による階層別研修を実施するとともに、高額難件、長期滞納事案の解消に向けた支援を実施。 <p>・差押予告: 17,239世帯(対前年同月比: +4,161世帯) ・差押: 4,477世帯(対前年同月比: +352世帯) ・執行停止: 6,504世帯(対前年同月比: ▲12世帯)</p>	<p>・10月末現在の取組状況</p> <p>○未納を発生させない主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー口座振替受付サービスやWeb口座振替申込を活用し、新規加入者に対する口座振替勧奨を徹底。 ・特徴2分の1判定エラーとなる対象者の未納対策として、各区に対し、口座振替勧奨を促すとともに、ナッジ理論に基づき作成したWeb口座振替受付サービス利用ビラを連携。 ・外国人加入者の4割を占める外国人留学生の未納対策として、日本語学校等との連携による国保加入届から制度理解、口座振替申込完了までの一気通貫した取組を実施するとともに、局のサポートにより各区が入国管理局との連携強化を図る等、外国人の保険料未納対策を強化。 <p>○早期の未納解消に向けた主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局の収納対策整理チームによる訪問支援を継続して実施する。 <p>・新規口座登録世帯数: 27,122世帯(対前年同月比: ▲1,374世帯) ・ペイジー利用件数: 18,085件(対前年同月比: ▲2,023件) ・Web口座振替申込利用件数: 4,031件(対前年同月比: +1,555件) ・口座振替加入率: 44.52%(対前年同月比: ▲2.63%)</p>

令和7年度後半の取組について

債権名 市税 整理番号 001 【財政局税務部収税課】

10 月末徴収率 24.5 % (前年度10月末 23.5 %)	10 月末徴収率 97.9 % (前年度10月末 98.2 %)
決算見込み徴収率 36.1 % (前年度決算 33.2 %)	決算見込み徴収率 99.6 % (前年度決算 99.6 %)
目標徴収率 36.1 % (前年度目標 34.9 %)	目標徴収率 99.6 % (前年度目標 99.5 %)
過年度分	現年度分
主な取り組み	主な取り組み
<p>○徴収率の目標達成に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月末徴収率は前年度実績を上回っている。徴収率の目標達成に向け、対象事案の催告、財産調査等を追加で実施する。【11～12月】(新規) ・税目ごとに対策を講じ、効果的・効率的な滞納整理を実施する。(新規) ・情報共有・状況把握のため収納対策担当課長会議を開催する。 ・実務的な観点から補足説明や情報共有等を行うため、納税担当係長会議を開催する。 ・目標達成に向けて個別に対応が必要と思われる市税事務所は、収税課によるヒアリングを行い、対応策を実施する。【1月以降】(新規) 	<p>○徴収率の目標達成に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の早期着手を徹底し、対象事案について、定めたスケジュール内に催告及び財産調査を全件実施する。【11～5月】(新規) ・滞納整理に活用できるデータを収税課にて抽出し、市税事務所へ連携する。 ・税目ごとに対策を講じ、効果的・効率的な滞納整理を実施する。(新規) ・SMSを活用した納付奨励を実施する。(新規) ・情報共有・状況把握のため収納対策担当課長会議を開催する。 ・実務的な観点から補足説明や情報共有等を行うため、納税担当係長会議を開催する。 ・目標達成に向けて個別に対応が必要と思われる市税事務所は、収税課によるヒアリングを行い、対応策を実施する。【1月以降】(新規) <p>○新たな未収金の発生抑制に向けた取組</p> <p>納期内納付率向上に向けた取組を継続して実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①口座振替利用促進 ②クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付などの多様な納付方法の周知 ③納期限の周知 <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市税事務所において実施した取組の実績を集約【隨時】 ・納税通知書や督促状等へ案内ビラを同封【隨時】 ・ホームページ、メールマガジン、SMSなどによる周知【隨時】 ・本市(区)広報誌による周知【隨時】 ・本市関連施設、駅共有掲示板、包括連携協定締結企業などへのポスター掲示による周知【隨時】 ・市民税申告時や納付相談時を活用した案内【隨時】

令和7年度 未収債権に関する具体的な取組状況(10月末)

財政局

債権名 市税 整理番号 001

未収金の解消に向けた取組

・取組内容

- ①令和6年度に引き続き、時期別の優先順位を明確にした取組を実施
 年度前半(6月～11月):過年度分に優先的に取組み、令和6年度課税分について各市税事務所一律の目標徴収率及び目標接触率を設定。
 年度後半(12月～5月)の取組事項
 現年度分に優先的に取組み、改めて目標や取り組み内容などを設定
- ②効率的な事務処理の徹底
 ア 市税事務所間及び市税事務所と税務部の情報共有、状況把握の徹底
 イ 納税推進センター業務の検証と効率的な活用
- ③令和6年度決算内容や取組内容の検証と対応策の実施
 ア 他都市との比較などの決算数値の分析
 イ 取組内容などについての市税事務所ヒアリングの実施

未収金の発生抑制に向けた取組

・取組内容

- 納期内納付率向上に向けた取組を継続して実施する。
 ①口座振替加入勧奨
 ②クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付などのキャッシュレス決済の利用勧奨
 ③納期限の周知
- 具体的には、
 ・納税通知書や督促状等へ案内周知ビラを同封
 ・ホームページ、メールマガジン、SNSなどによる周知
 ・本市(区)広報誌による周知
 ・市民税申告時や納付相談時を活用した案内など

・10月末現在の取組状況

- ①年度前半の取組
 ・過年度分に優先的に取組み、令和6年度課税分について各市税事務所一律の目標徴収率及び目標接触率を設定
 ・滞納者と接触した場合、次の約束期限(来庁や提出など)を明確にし、履行監視を徹底
 ・預貯金オンライン照会などにより財産調査を進め、一定期間内に納税に応じない場合は積極的に滞納処分を実施
 ・滞納法人の決算書調査の計画的な実施
- ②ア
 ・情報共有や状況把握のため、収納対策担当課長会議を開催(6回)
 ・実務的な観点から補足説明や情報共有等を行うため、納税担当係長会議を開催(2回)
- ②イ
 ・納税推進センターの効率的な活用のため、業務内容についての検証を実施
 ・納税推進センターから提案のあったSMS配信アプリを活用した納付奨励の準備
- ③ア
 ・他都市の決算関連数値等を確認し、本市の課題などを分析
 ・五都市収税担当課長会議等において他都市と課題を共有し、意見交換を実施
- ③イ
 ・目標達成に向けた進捗管理等のため、各市税事務所を訪問し、課題の共有や対応策を実施

・10月末現在の取組状況

- ・各市税事務所において実施する取組みの集約
 ・納税通知書や督促状等へ案内周知ビラを同封
 ・ホームページ、メールマガジン、SMSなどによる周知
 ・本市(区)広報誌による周知
 ・本市関連施設、駅共有掲示板、包括連携協定締結企業などへのポスター掲示による周知
 ・納付相談時を活用した案内

令和7年度後半の取組について

債権名 生活保護費返還金(保護費収入) 整理番号 016 【福祉局生活福祉部保護課】

過年度分						現年度分								
10 月末徴収率 2.1 % (前年度10月末 2.0 %)						10 月末徴収率 56.2 % (前年度10月末 60.3 %)								
決算見込み徴収率 3.5 % (前年度決算 3.6 %)						決算見込み徴収率 75.6 % (前年度決算 78.8 %)								
目標徴収率 3.5 % (前年度目標 3.5 %)						目標徴収率 75.6 % (前年度目標 74.0 %)								
主な取り組み						主な取り組み								
<p>・過年度の法第78条徴収金及び法第77条の2徴収金については、他区申出徴収(債務者が債権管理区で保護廃止となり、市内他区で保護を受給している場合に、他区の保護費から天引きで徴収する制度)の推進を引き続き行い、過年度徴収率の向上を目指す。</p> <p>・資力を回復した債務者への財産調査を実施するとともに、差押可能な財産が発覚した場合は差押えを行い、調査の結果財産がない場合は、滞納処分の停止や徴収停止を行う。</p> <p>・相続人調査を行う会計年度任用職員を各実施機関に配置し、債務者が死亡した債権の相続状況を適切に把握し、必要に応じて相続人への納付交渉や債権放棄の検討を行う。</p> <p>・時効年限を経過した債権の不納欠損処分を適切に行うとともに、実質的に徴収が不納となつた破産免責決定を受けた者等に対する債権について、債権放棄を行う。</p>						<p>・現年度の法第78条徴収金及び法第77条の2徴収金について、発生時に申出徴収を徹底するよう、各実施機関で目標徴収率を設定し、達成に向けて経理事務監査において個別選定ケースの確認・助言を行う。また、適宜、各実施機関の申出徴収の実施率を算出し、生活支援担当課長会を通じて公表するなど、引き続き申出徴収の推進に向けた取組みを進める。</p> <p>・各実施機関の経理担当者に対する研修会を実施し、新規発生債権の早期完納に向けた納付交渉や、破産手続き開始以降免責許可決定までの債権管理に関する説明を行う等、債権の回収及び整理への意識向上を図る。</p> <p>・少額滞納債権に係る徴収の徹底により効率的な債権管理を目指すこととし、具体的な対象者リストを周知したうえで、各実施機関の少額滞納債権完納に向けた取組みを促す。</p>								

令和7年度 未収債権に関する具体的取組状況(10月末)

福祉局

債権名 生活保護費返還金

整理番号 016

未収金の解消に向けた取組

・取組内容

- ・全実施機関及び福祉局保護課の滞納処分担当で、年間取組スケジュールを策定したうえで、各取組み事項について客観的数値化による評価を行い、全実施機関における未収金削減に向けた取り組みを推進する。
- ・コンビニ納付・ペイ払いにより支払いが可能であることについて、保護廃止の債務者に対し通知するため、債務承認書受領後のタイミングで、納付書に周知ビラを同封する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・取組内容

- ・経理事務監査において、年間重点取組みスケジュールに応じた個別ケース(出納整理閉鎖まで未納のままとなっていた現年度少額債権、滞納処分可能な債権、他区申出徴収が可能な債権)を選定し、点検することで、具体的な改善点に関する助言を行い、組織的な意識改革を促す。
- ・年度末前(2月～3月)に未納者リストを作成し、各実施機関へ配付し、出納整理期間中に個人の収入状況に合わせた納付計画も含めた納付交渉の徹底を促す。また、新たに出納閉鎖後に配付した未納者リストの納付状況を確認し、今後の納付計画・交渉に活用する。

・10月末現在の取組状況

- ・年間取組スケジュールに基づいて、滞納処分可能な債権への財産調査を実施する等、差押に向けて効率的な財産調査の取組みを進めている。
- ・コンビニ納付・ペイ払いにより支払いが可能であること、滞納が続くと延滞金・差押・裁判等のリスクがあることを記載した、ナッジ理論を活用したビラの作成。

・10月末現在の取組状況

- ・経理事務監査において、口座振替による徴収について、資金不足等により口座不能となった者のうち申出徴収が可能な債権については、申出徴収への変更を促し、他区の状況について情報提供を行っている。また、申出徴収可能な少額債権について、1回きりの申出徴収が可能であることを周知し、少額債権の完納に繋げている。

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(10月末現在)

債権名：

生活保護費返還金

	令和7年度 10月末徴収率(A)		令和6年度 10月末徴収率(B)		対前年同月比 (A)-(B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	2.1%	56.0%	2.0%	60.1%	0.1%	▲ 4.1%
北区	4.3%	60.1%	2.8%	69.5%	1.5%	▲ 9.4%
都島区	1.6%	67.2%	1.7%	56.2%	▲ 0.1%	11.0%
福島区	2.5%	58.9%	8.7%	53.3%	▲ 6.2%	5.6%
此花区	3.4%	59.8%	3.0%	59.6%	0.4%	0.2%
中央区	1.2%	45.5%	3.3%	52.5%	▲ 2.1%	▲ 7.0%
西区	3.8%	24.7%	4.9%	41.5%	▲ 1.1%	▲ 16.8%
港区	1.9%	45.2%	2.1%	72.1%	▲ 0.2%	▲ 26.9%
大正区	2.0%	45.3%	2.3%	43.8%	▲ 0.3%	1.5%
天王寺区	1.5%	26.3%	1.7%	57.9%	▲ 0.2%	▲ 31.6%
浪速区	2.7%	47.6%	0.9%	56.9%	1.8%	▲ 9.3%
西淀川区	1.7%	63.7%	1.6%	31.0%	0.1%	32.7%
淀川区	1.6%	52.7%	1.9%	65.0%	▲ 0.3%	▲ 12.3%
東淀川区	1.0%	47.4%	1.1%	64.2%	▲ 0.1%	▲ 16.8%
東成区	0.8%	49.1%	0.8%	28.4%	0.0%	20.7%
生野区	1.8%	71.2%	1.9%	76.6%	▲ 0.1%	▲ 5.4%
旭区	2.4%	48.4%	3.1%	54.0%	▲ 0.7%	▲ 5.6%
城東区	3.2%	59.3%	2.5%	50.8%	0.7%	8.5%
鶴見区	2.8%	58.3%	3.7%	79.5%	▲ 0.9%	▲ 21.2%
阿倍野区	1.6%	47.5%	1.0%	45.9%	0.6%	1.6%
住之江区	2.4%	59.3%	2.7%	70.2%	▲ 0.3%	▲ 10.9%
住吉区	2.9%	69.2%	3.1%	58.8%	▲ 0.2%	10.4%
東住吉区	3.5%	60.4%	2.1%	67.9%	1.4%	▲ 7.5%
平野区	1.6%	53.7%	1.3%	59.8%	0.3%	▲ 6.1%
西成区	1.9%	61.4%	1.6%	61.2%	0.3%	0.2%

令和7年度後半の取組について

債権名 介護保険料 整理番号 064 【福祉局高齢者施策部介護保険課】

過年度分		現年度分	
10 月末徴収率 13.1 % (前年度10月末 11.0 %)		10 月末徴収率 97.5 % (前年度10月末 97.3 %)	
決算見込み徴収率 18.3 % (前年度決算 17.1 %)		決算見込み徴収率 98.9 % (前年度決算 98.9 %)	
目標徴収率 18.3 % (前年度目標 18.3 %)		目標徴収率 98.9 % (前年度目標 98.8 %)	
主な取り組み		主な取り組み	
①から⑤については、現年度とあわせた取り組みのため、現年度を参照。 ⑥時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。 ⑦滞納処分の停止について 本市の滞納処分の停止基準に定めた要件を満たす場合は、順次、滞納処分の停止を行う。		①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階(生活保護費受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押を実施するなど滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の電話・訪問等の納付督励による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問等の納付督励を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督励文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要的保険料賦課の削減を行う。 ⑤ナッジ理論を活用し、未納によるリスクを分かり易く伝えるビラを滞納者に送付督促状や催告書に同封し、滞納保険料の納付を促し、未収金の発生を防止することを目指す。	

令和7年度 未収債権に関する具体的取組状況(10月末)

福祉局

債権名 介護保険料 整理番号 064

未収金の解消に向けた取組

・取組内容

①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化

第1段階(生活保護費受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押を実施するなど滞納保険料の徴収強化を図る。

②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化

65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問等の納付督促を行う。

③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化

年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。

④被保険者資格の適正化

不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要的保険料賦課の削減を行う。

⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨

2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。

⑥滞納処分の停止について

本市の滞納処分の停止基準に定めた要件を満たす場合は、順次、滞納処分の停止を行う。

未収金の発生抑制に向けた取組

・取組内容

・ナッジ理論を活用し、未納が続いた際のリスクを分かりやすく伝えるビラを滞納者に送付する。

・10月末現在の取組状況

①【令和7年9月末実績】・財産調査件数:62,166件 ・差押件数:376件 ・差押金額:30,300千円

②【令和7年9月末実績】・早期督促:178,501千円 ・中長期督促【令和7年8月末実績】 23,000千円

③第1次対策期間の取組みを7月から10月にかけて、各区において一定額以上の滞納者を対象として納付督促文書を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。

④【令和7年9月末実績】 調定削減額 13,757千円

⑤令和7年9月1日 5,157件発送

⑥停止を行った滞納者:132人を停止予定 金額は停止手続き完了後に集計(令和7年10月末)

・10月末現在の取組状況

・ナッジ理論を活用したビラを督促状及び催告書に同封し送付。

令和7年度後半の取組について

債権名 住宅使用料 整理番号 001 【都市整備局住宅部管理課】

過年度分		現年度分	
10 月末徴収率 28.4 % (前年度10月末 27.8 %)		10 月末徴収率 97.7 % (前年度10月末 97.9 %)	
決算見込み徴収率 32.1 % (前年度決算 32.1 %)		決算見込み徴収率 99.6 % (前年度決算 99.6 %)	
目標徴収率 32.1 % (前年度目標 29.8 %)		目標徴収率 99.6 % (前年度目標 99.6 %)	
主な取り組み		主な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については、文書督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 ・時効の近い債権について、徴収・調査を継続か整理すべきかの精査を行い、徴収困難な債権は整理債権として分類し、効率的な徴収に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 		<p><都市整備局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者から引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行い、徴収の強化を図る。 ・指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。 ・訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行い、徴収の強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者を対象に、裁判所に対する支払督促手続きを行うことにより徴収の強化を図る。 ・口座振替の実施率の向上を目指すため、令和7年11月よりオンライン申請も可能とした。 <p><指定管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・局に引継ぐ前の3ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話督促や呼出しによる納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。 ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話督促を行い、短期の納付忘れを防止するなど徴収の強化を図る。 ・局への引継ぎ対象となる3ヶ月以上の長期滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明をこれまで以上に徹底するなど、督促強化を図り、早期の滞納解消に努める。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。特に新規申込者への口座振替手続きの勧奨を重点的に実施する。 	

令和7年度 未収債権に関する具体的な取組状況(10月末)

都市整備局

債権名 住宅使用料 整理番号 001

未収金の解消に向けた取組

・取組内容

- ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
- ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。
- ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。
- ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。
- ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・取組内容

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
- ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
- ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年11月にオンライン申請を実施予定。

・10月末現在の取組状況

- ・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図っている。(10月末時点委託案件回収額: 4,428千円)
- ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。(10月末時点債権差押申立件数: 27件 取立件数: 3件)
- ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努めている。
- ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施していく。
- ・破産などで免責を受けたものに対する債権放棄の実施に向けて準備を行っている。

・10月末現在の取組状況

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに、定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図っている。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組を実施している。(10月末時点即決和解申出件数: 120件)
- ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送している。
- ・引き続き、口座振替・代理納付実施率向上のための取組を行っている。特に新規申込者に重点的に勧奨する。また令和7年11月よりオンライン申請も可能とした。

令和7年度後半の取組について

債権名 保育所保育料 整理番号 030 【こども青少年局幼保施策部幼保企画課】

過年度分		現年度分	
10 月末徴収率 37.6 % (前年度10月末 44.6 %)		10 月末徴収率 97.4 % (前年度10月末 96.9 %)	
決算見込み徴収率 54.6 % (前年度決算 54.6 %)		決算見込み徴収率 98.6 % (前年度決算 98.6 %)	
目標徴収率 54.6 % (前年度目標 52.1 %)		目標徴収率 98.6 % (前年度目標 98.4 %)	
主な取り組み		主な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、財産や居所の調査を徹底的に行う。 ・複数月の滞納がある者や滞納額が増額している者など集中的に取り組む対象者には、個人の携帯や家庭の電話に架電もしくは訪問し督励に取り組む。応じない場合は、職場へも電話も行う。 ・資力があるのに支払わない滞納者には差押え等の滞納処分を実施する。 ・より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかける。 ・児童手当について令和6年12月支払期から第3子以降分が増額されたため、該当世帯については同意徴収額や分割納付額の増額を交渉する。 ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 ・令和6年9月以降の第2子無償化により経済的負担が軽減されている世帯に対して、分納増額など徴収に向けた働きかけを強化する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財産や居所の調査をすみやかに行う。 ・複数月の滞納がある者や滞納額が増額している者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電もしくは訪問し督励に取り組む。 ・電話での対応や納付状況を確認の上、滞納者の生活状況を考慮しつつ、資力があるのに支払わない滞納者には差押え等の滞納処分を実施する。 ・より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 ・児童手当やボーナスを利用した分納を勧め、早期完納をめざす。 ・保育料の納期限の周知を行うとともに、口座振替による納付は払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。新規入所内定時に口座振替の勧奨を行う。 	

令和7年度 未収債権に関する具体的な取組状況(10月末)

こども青少年局

債権名 保育所保育料 整理番号 030

未収金の解消に向けた取組

・取組内容

- ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、財産や居所の調査を徹底的に行う。
- ・複数月の滞納がある者や滞納額が増額している者など集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電もしくは訪問し督励に取り組む。応じない場合は、職場へも電話も行う。
- ・児童手当やボーナスを利用した分納を促進する。
- ・電話での対応や納付状況を確認の上、滞納者の生活状況を考慮しつつ、資力があるのに支払わない滞納者には差押え等の滞納処分を実施する。
- ・より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。
- ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかける。
- ・児童手当について令和6年12月支払期から第3子以降分が増額されたため、該当世帯については同意徴収額や分割納付額の増額を交渉する。
- ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けを行う。
- ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。
- ・令和6年9月以降の第2子無償化により経済的負担が軽減されている世帯に対して、分納増額など徴収に向けた働きかけを強化する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・取組内容

- ・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、入所内定者への口座振替の勧奨を行うなど、早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。
- ・3月分保育料の未納を未然に防ぐためにも保育料の納期限について、周知を行うとともに、さらなる口座振替加入率の向上をめざす。
- ・市民税未申告につき保育料が仮決定で最高額となっており、未納額が増額している保育所利用中の者については、本決定のための市民税申告を働きかけるよう区役所と連携する。
- ・滞納整理を行う際に仮決定の者については改めて税情報を確認し、既に申告済のものを発見し次第区役所へ保育料変更決定を指示し、未収額の縮減に努める。
- ・令和6年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する。

・10月末現在の取組状況

- ・滞納処分がすみやかに実施できるように財産や居所の調査を徹底的に行つた。
- ・複数月の滞納がある者や滞納額が増額している者など集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電もしくは訪問し督励に取り組む。応じない場合は、職場へも電話も行った。
- ・児童手当やボーナスを利用した分納を促進した。
- ・電話での対応や納付状況を確認の上、滞納者の生活状況を考慮しつつ、資力があるのに支払わない滞納者には差押え等の滞納処分を実施した。
- ・より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組んだ。
- ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけた。
- ・児童手当について令和6年12月支払期から第3子以降分が増額されたため、該当世帯については同意徴収額や分割納付額の増額を交渉した。
- ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けを行つた。
- ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行つた。
- ・令和6年9月以降の第2子無償化により経済的負担が軽減されている世帯に対して、分納増額など徴収に向けた働きかけを強化した。

・10月末現在の取組状況

- ・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、入所内定者への口座振替の勧奨を行うなど、早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざした。
- ・市民税未申告につき保育料が仮決定で最高額となっており、未納額が増額している保育所利用中の者については、本決定のための市民税申告を働きかけるよう区役所と連携した。
- ・滞納整理を行う際に仮決定の者については改めて税情報を確認し、既に申告済のものを発見し次第区役所へ保育料変更決定を指示し、未収額の縮減に努めた。

令和7年度 市債権回収対策室の徴収状況及び取組内容

上段：令和7年10月末

下段()：令和6年10月末

(1) 個別に事案引継を行ったもの

(単位：百万円)

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	件数	引継金額	徴収目標額①	徴収実績②	進捗率 (②/①)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ加入及び市外転出の滞納者	1,458 件 (1,553 件)	223 (206)	82 (81)	44 (37)	53.7% (45.7%)
市 税	財政局	国民健康保険料との重複滞納	1,843 件 (1,728 件)	209 (190)	109 (106)	58 (47)	53.2% (44.3%)
合 計 ①			3,301 件 (3,281 件)	432 (396)	(A) 191 (A) (187)	(B) 102 (B) (84)	53.4% (44.9%)

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの（区役所との連携による徴収効果額）

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額	徴収効果目標額①	徴収効果額②	進捗率 (②/①)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	11,468 (10,035)	1,372 (1,449)	586 (514)	42.7% (35.5%)
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階（生活保護の受給者等）を除く滞納者	1,268 (1,226)	415 (415)	207 (206)	49.9% (49.6%)
合 計 ②			12,736 (11,261)	(C) 1,787 (C) (1,864)	(D) 793 (D) (720)	44.4% (38.6%)

合計 ①+②	徴収目標額 (A) + (C) ①	徴収実績 (B) + (D) ②	進捗率 (②/①)
	1,978	895	45.2%
	(2,051)	(804)	(39.2%)

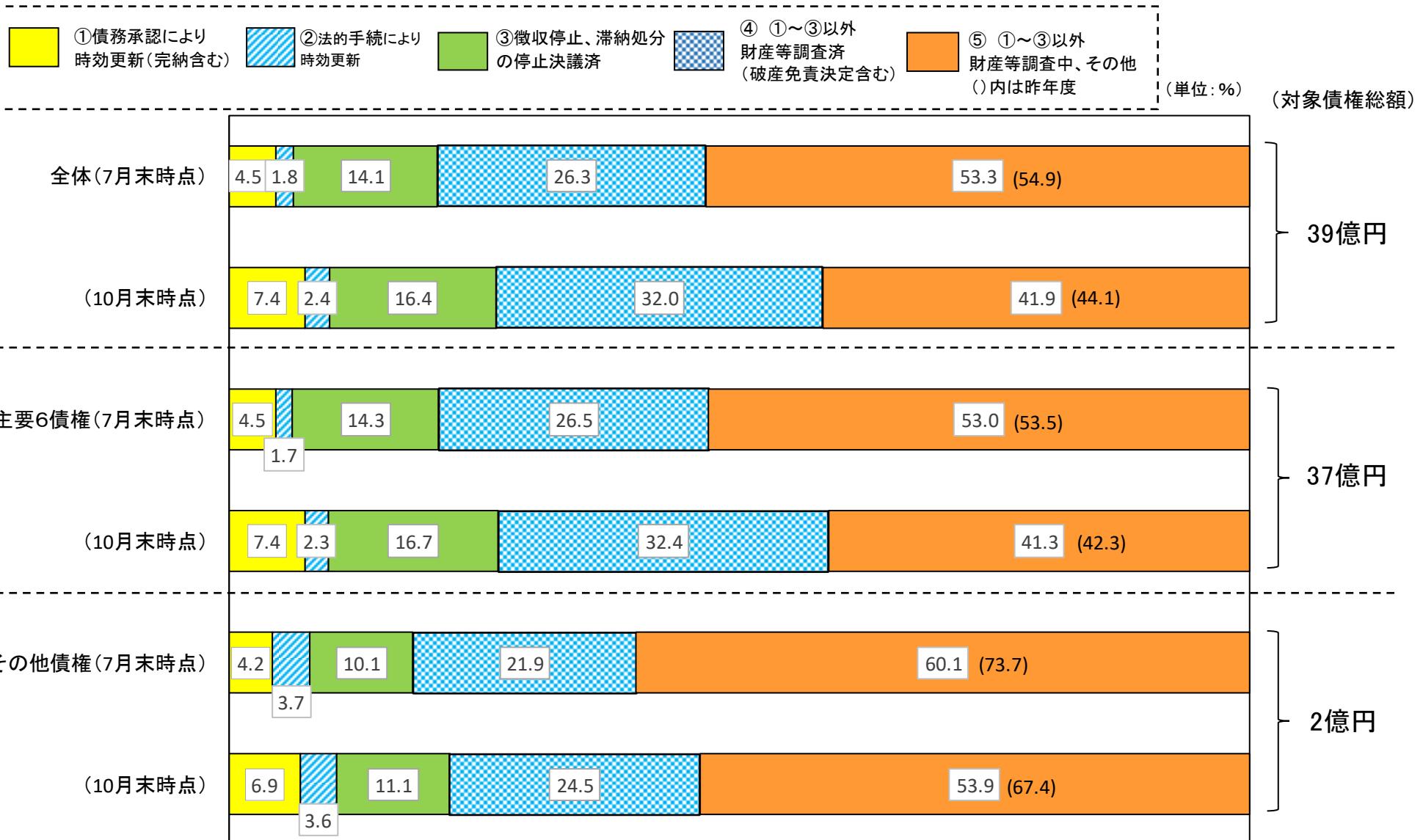
(3) 各所属の徴収事務（強制徴収公債権）担当者に向けた研修

令和7年度見込み			うち区役所	
研修参加所属数 (局・区)	11所属 (7所属)	17名 (9名)	7区 (6区)	10名
債権所管課数	【13所管】 (7所管)		【7所管】 (6所管)	(8名)

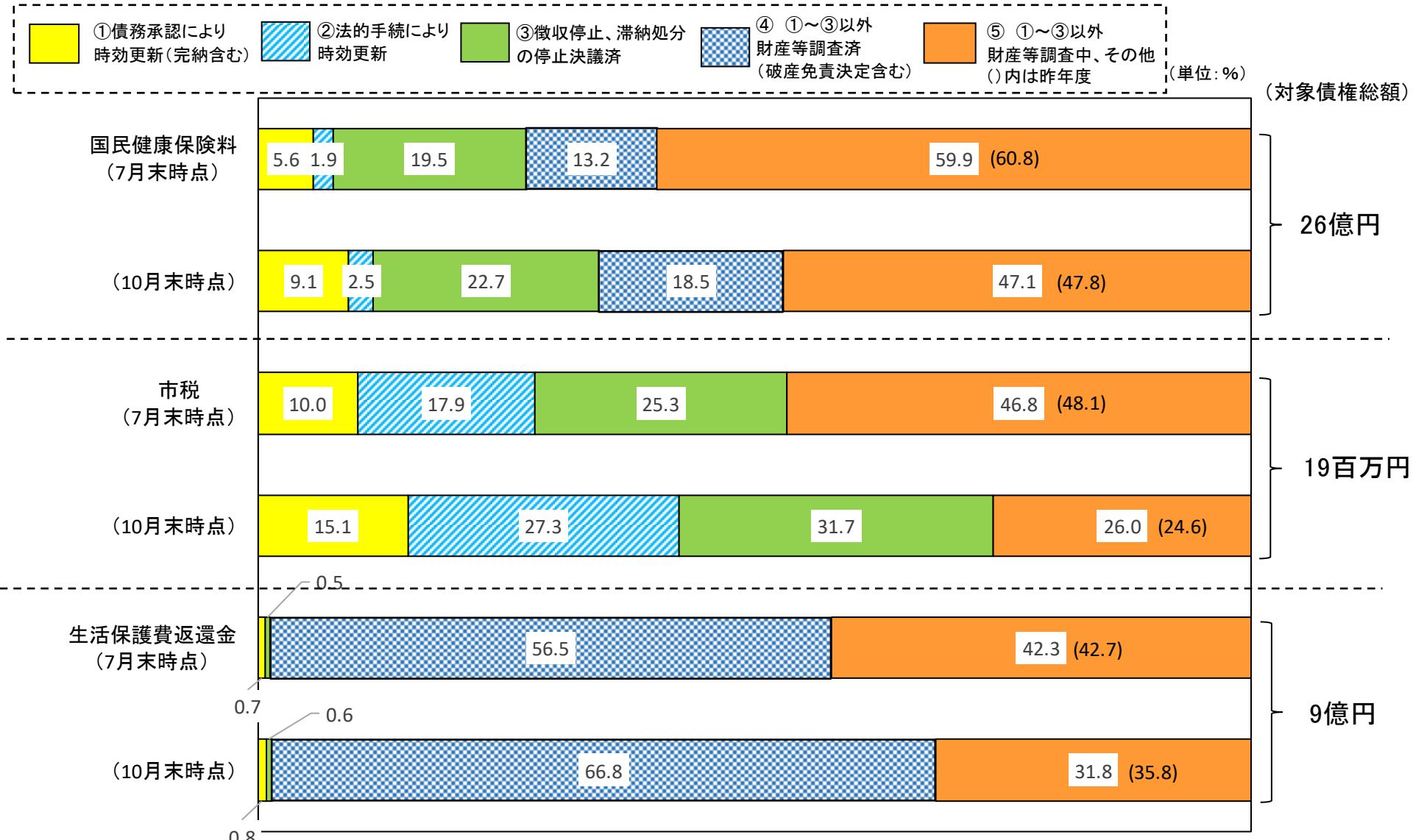
議題 3

**消滅時効期間を経過する予定の債権に対する
適切な事務処理の徹底について
(令和 7 年 10 月末の状況など)**

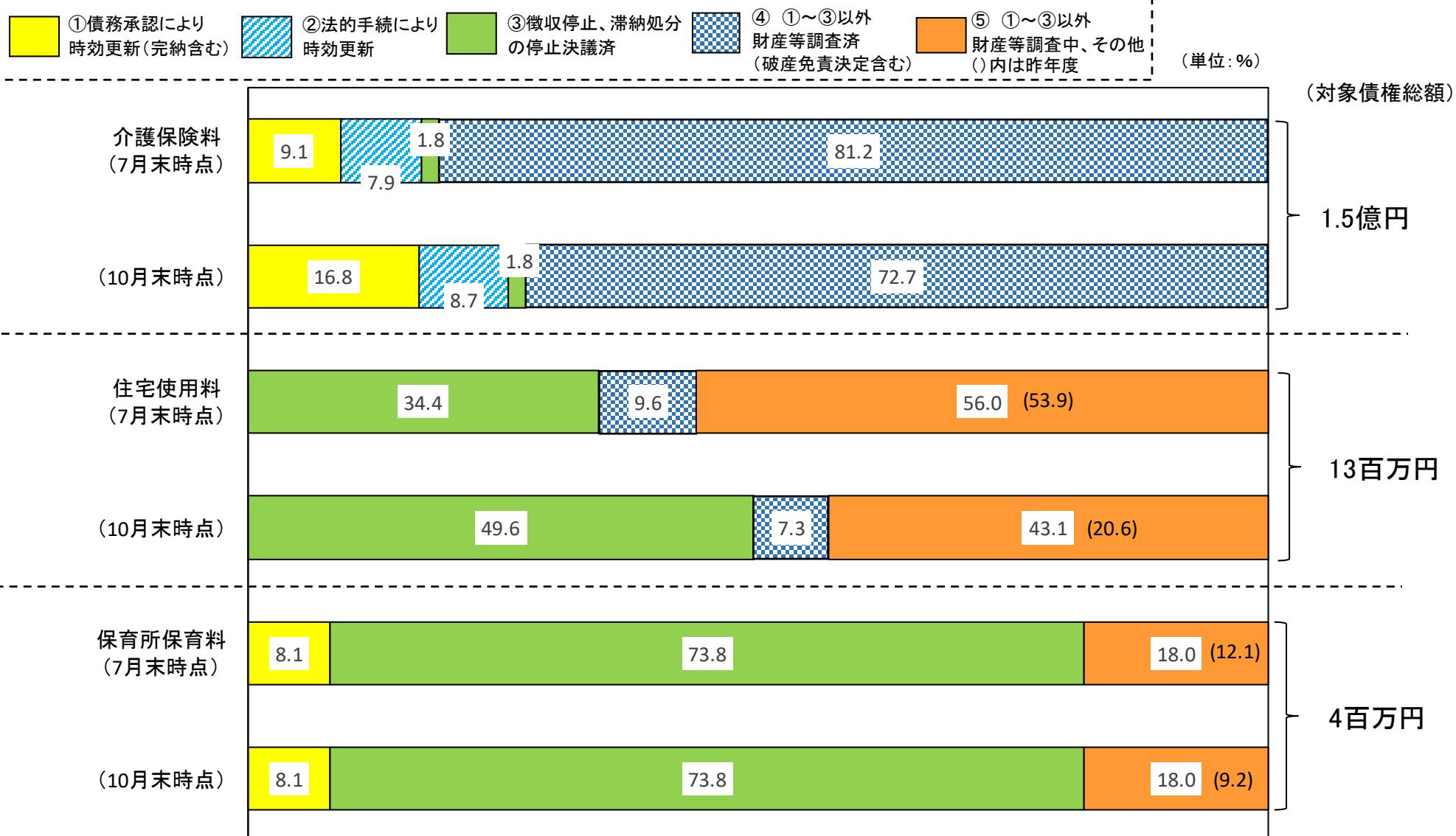
令和7年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権の対応状況比較(全体版)
(7月末と10月末の比較表)



令和7年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権の対応状況比較(主要6債権別①)
(7月末と10月末の比較表)



令和7年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権の対応状況比較(主要6債権別②)
(7月末と10月末の比較表)



議題 4

行政区別の未収金残高目標について
(令和 7 年 10 月末の状況)

令和7年度行政区別の目標に対する区別徴収率(10月末の状況)

債権名： 国民健康保険料

	令和7年度 10月末徴収率(A)		令和7年度 目標徴収率(B)		令和6年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)-(B)		対前年同月比 (A)-(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	14.1%	87.7%	25.0%	91.2%	15.4%	88.9%	▲ 10.9%	▲ 3.5%	▲ 1.3%	▲ 1.2%
北区	14.8%	88.4%	27.2%	91.8%	17.0%	89.9%	▲ 12.4%	▲ 3.4%	▲ 2.2%	▲ 1.5%
都島区	18.8%	91.3%	31.8%	92.2%	22.1%	92.3%	▲ 13.0%	▲ 0.9%	▲ 3.3%	▲ 1.0%
福島区	18.5%	91.8%	30.3%	94.2%	21.1%	93.6%	▲ 11.8%	▲ 2.4%	▲ 2.6%	▲ 1.8%
此花区	15.1%	90.8%	18.5%	91.6%	10.2%	91.5%	▲ 3.4%	▲ 0.8%	4.9%	▲ 0.7%
中央区	13.1%	83.3%	26.7%	88.1%	14.5%	83.6%	▲ 13.6%	▲ 4.8%	▲ 1.4%	▲ 0.3%
西区	11.6%	82.4%	24.7%	88.6%	15.4%	84.2%	▲ 13.1%	▲ 6.2%	▲ 3.8%	▲ 1.8%
港区	19.4%	90.3%	34.9%	93.0%	23.9%	91.5%	▲ 15.5%	▲ 2.7%	▲ 4.5%	▲ 1.2%
大正区	14.3%	87.2%	25.0%	92.4%	15.8%	89.8%	▲ 10.7%	▲ 5.2%	▲ 1.5%	▲ 2.6%
天王寺区	16.2%	91.1%	33.6%	92.8%	15.9%	92.1%	▲ 17.4%	▲ 1.7%	0.3%	▲ 1.0%
浪速区	12.3%	74.2%	24.5%	82.0%	16.5%	76.1%	▲ 12.2%	▲ 7.8%	▲ 4.2%	▲ 1.9%
西淀川区	13.7%	88.9%	20.1%	92.6%	14.4%	91.7%	▲ 6.4%	▲ 3.7%	▲ 0.7%	▲ 2.8%
淀川区	11.8%	87.0%	22.7%	90.7%	13.1%	88.1%	▲ 10.9%	▲ 3.7%	▲ 1.3%	▲ 1.1%
東淀川区	12.6%	86.7%	24.7%	90.2%	15.2%	88.4%	▲ 12.1%	▲ 3.5%	▲ 2.6%	▲ 1.7%
東成区	14.1%	87.3%	22.8%	91.6%	15.9%	88.8%	▲ 8.7%	▲ 4.3%	▲ 1.8%	▲ 1.5%
生野区	11.0%	82.1%	27.5%	89.3%	11.5%	83.6%	▲ 16.5%	▲ 7.2%	▲ 0.5%	▲ 1.5%
旭区	11.6%	89.4%	18.5%	91.2%	12.1%	89.5%	▲ 6.9%	▲ 1.8%	▲ 0.5%	▲ 0.1%
城東区	16.2%	92.2%	22.1%	94.0%	13.8%	92.7%	▲ 5.9%	▲ 1.8%	2.4%	▲ 0.5%
鶴見区	20.6%	94.1%	31.5%	94.3%	20.8%	93.5%	▲ 10.9%	▲ 0.2%	▲ 0.2%	0.6%
阿倍野区	18.4%	94.0%	29.0%	94.9%	19.1%	94.9%	▲ 10.6%	▲ 0.9%	▲ 0.7%	▲ 0.9%
住之江区	14.2%	91.6%	26.5%	92.3%	16.1%	92.7%	▲ 12.3%	▲ 0.7%	▲ 1.9%	▲ 1.1%
住吉区	13.3%	90.1%	18.6%	92.8%	13.4%	91.9%	▲ 5.3%	▲ 2.7%	▲ 0.1%	▲ 1.8%
東住吉区	16.4%	90.9%	22.4%	92.4%	15.9%	91.6%	▲ 6.0%	▲ 1.5%	0.5%	▲ 0.7%
平野区	20.6%	89.0%	33.4%	93.7%	23.6%	89.7%	▲ 12.8%	▲ 4.7%	▲ 3.0%	▲ 0.7%
西成区	11.2%	76.0%	18.0%	83.0%	12.1%	77.5%	▲ 6.8%	▲ 7.0%	▲ 0.9%	▲ 1.5%

令和7年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名: 国民健康保険料

1 令和7年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

過年度分徴収率は、4区において前年同月実績を上回っているが、20区において前年同月実績を下回っている。滞納処分の件数は全市的に前年度を上回っているものの、令和5、6年度における保険料率の大幅な増改定の影響により、支払困難な世帯が増えた結果、今年度に繰り越された滞納保険料が更に増加したことが要因と考えられる。

現年度分徴収率は、24区中、前年同月実績を上回っている区が1区のみとなっている。主な要因として、被用者保険の適用拡大による給与所得者等の減少や依然として続く物価高による納付困難者の増加、収納率が相対的に低い外国人被保険者の増加、短期証廃止による窓口接触機会の減少等の影響が考えられる。

○10月末現在の取組状況

【口座振替】

- ・新規口座登録世帯数: 27,122世帯(対前年同月比 ▲1,374世帯) ペイジー利用件数: 18,085件(対前年同月比 ▲2,023件) Web口座振替申込利用件数: 4,031件(対前年同月比 +1,555件)
- ・口座振替加入率: 44.52%(対前年同月比 ▲2.63ポイント)

【滞納処分】

- ・差押予告: 17,239世帯(対前年同月比 +4,161世帯) 差押: 4,477世帯(対前年同月比 +352世帯) 執行停止: 6,504世帯(対前年同月比 ▲12世帯)
- ・差押額: 740,438,859円(対前年同月比 +75,380,990円) 換価・充当額: 234,275,408円(前年同月比 +22,586,172円)

2 令和7年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

10月末現在、徴収率の対前年同月比は現年度・過年度ともに全市的に下回っており、現状では、目標達成の見込みは厳しい状況である。達成のための取組として、初期未納対策の強化(新規加入時の口座振替勧奨の徹底や初期未納者への電話勧奨等による自主納付の促進等)、滞納処分の徹底(市債権回収対策室との連携も活用した速やかな滞納処分)、滞納整理の強化(完納に至らない分割納付等に応じることなく滞納世帯の状況を精査し、適宜執行停止処分等を実施)、資格適正化・適正賦課の徹底(不要な調定の整理)の取組を進めること。

併せて、福祉局において区の取組に対する進捗管理を市債権回収対策室と行うとともに、収納対策の進捗が思わしくない区に対して、局の収納整理チームの訪問支援による助言・指導を行うほか、弁護士資格を有する職員による高額難件、長期滞納事案の解消に向けた支援を適宜実施する。

また、増加傾向にある外国人被保険者への対策として、入国管理局や日本語学校といった関係機関との連携を強化することで、国保加入届から制度理解、口座振替申込完了までの一気通貫した取組を実施する等、保険料未納対策を強化する。

令和7年度行政区別の目標に対する区別徴収率(10月末の状況)

債権名：介護保険料

	令和7年度 10月末徴収率(A)		令和7年度 目標徴収率(B)		令和6年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)-(B)		対前年同月比 (A)-(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	13.1%	97.5%	18.3%	98.9%	11.0%	97.3%	▲ 5.2%	▲ 1.4%	2.1%	0.2%
北区	19.2%	97.3%	19.1%	99.1%	13.8%	97.1%	0.1%	▲ 1.8%	5.4%	0.2%
都島区	12.2%	97.8%	20.2%	99.2%	13.2%	97.7%	▲ 8.0%	▲ 1.4%	▲ 1.0%	0.1%
福島区	19.0%	97.8%	15.1%	99.2%	12.1%	97.7%	3.9%	▲ 1.4%	6.9%	0.1%
此花区	13.8%	97.6%	20.6%	98.9%	13.8%	97.5%	▲ 6.8%	▲ 1.3%	0.0%	0.1%
中央区	13.2%	96.6%	14.5%	98.6%	9.0%	96.4%	▲ 1.3%	▲ 2.0%	4.2%	0.2%
西区	17.8%	97.4%	16.6%	99.0%	8.8%	97.1%	1.2%	▲ 1.6%	9.0%	0.3%
港区	14.9%	97.4%	15.6%	98.8%	8.9%	97.2%	▲ 0.7%	▲ 1.4%	6.0%	0.2%
大正区	17.6%	97.5%	26.1%	98.9%	16.0%	97.5%	▲ 8.5%	▲ 1.4%	1.6%	0.0%
天王寺区	19.5%	97.0%	20.4%	99.0%	15.9%	97.0%	▲ 0.9%	▲ 2.0%	3.6%	0.0%
浪速区	6.5%	95.7%	13.9%	97.4%	8.5%	95.6%	▲ 7.4%	▲ 1.7%	▲ 2.0%	0.1%
西淀川区	13.0%	97.8%	15.7%	98.8%	9.3%	97.6%	▲ 2.7%	▲ 1.0%	3.7%	0.2%
淀川区	9.5%	97.6%	22.8%	98.9%	11.1%	97.4%	▲ 13.3%	▲ 1.3%	▲ 1.6%	0.2%
東淀川区	12.4%	97.7%	16.2%	98.9%	10.5%	97.6%	▲ 3.8%	▲ 1.2%	1.9%	0.1%
東成区	12.0%	97.4%	23.0%	99.0%	12.1%	97.3%	▲ 11.0%	▲ 1.6%	▲ 0.1%	0.1%
生野区	11.6%	96.2%	17.0%	98.0%	11.0%	95.9%	▲ 5.4%	▲ 1.8%	0.6%	0.3%
旭区	11.6%	97.9%	21.2%	99.2%	12.6%	97.9%	▲ 9.6%	▲ 1.3%	▲ 1.0%	0.0%
城東区	11.9%	98.1%	17.3%	99.3%	9.4%	97.9%	▲ 5.4%	▲ 1.2%	2.5%	0.2%
鶴見区	16.1%	98.0%	19.4%	99.2%	11.6%	97.8%	▲ 3.3%	▲ 1.2%	4.5%	0.2%
阿倍野区	19.1%	97.8%	28.8%	99.4%	17.8%	97.6%	▲ 9.7%	▲ 1.6%	1.3%	0.2%
住之江区	16.5%	97.9%	17.4%	99.1%	8.9%	97.7%	▲ 0.9%	▲ 1.2%	7.6%	0.2%
住吉区	13.2%	97.6%	17.9%	99.0%	10.3%	97.5%	▲ 4.7%	▲ 1.4%	2.9%	0.1%
東住吉区	14.1%	97.6%	17.2%	99.1%	11.5%	97.6%	▲ 3.1%	▲ 1.5%	2.6%	0.0%
平野区	12.1%	97.5%	18.2%	99.0%	10.9%	97.4%	▲ 6.1%	▲ 1.5%	1.2%	0.1%
西成区	10.0%	96.0%	16.8%	97.7%	8.8%	95.8%	▲ 6.8%	▲ 1.7%	1.2%	0.2%

令和7年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名: 介護保険料

1 令和7年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

現時点における現年度分の収納率については、前年度同月時点と比較して、全区で同水準または上回る状況となっている。

また、過年度分については、前年度同月時点と比較して、5区では下回っているが、19区で同水準または上回る状況となっている。

昨今の長引く物価高騰の影響により、納付者の負担が一層増している状況ではあるが、今後も目標収納率を達成できるよう、引き続き収納対策を強力に実施していく必要があると考えている。

2 令和7年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

現時点での収納率について、現年度分は目標98.9%に対し97.5%となっており、目標達成が可能であると考える。

過年度分は目標18.3%に対し13.1%となっており、厳しい状況にあると考えているが、今後も目標収納率を達成できるよう引き続き収納対策を強力に実施していく必要があると考えている。

目標達成のための取組みとして、区・局担当者による介護保険料収納率向上対策連絡会議を開催し、収納対策についての意識共有を図る。(12月上旬から2月中旬までにかけて第2次収納対策、2月下旬から5月末(出納閉鎖期間)にかけて第3次収納対策を実施)

また、各区での独自の収納対策については引き続き実施し、新たな取組として、ナッジ理論を活用し、未納が続いた際のリスクを分かり易く伝えるビラを督促状や催告書と同封する等、区・局全体で収納率向上に努める。

令和7年度行政区別の目標に対する区別徴収率(10月末の状況)

債権名：後期高齢者医療保険料

	令和7年度 10月末徴収率(A)		令和7年度 目標徴収率(B)		令和6年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)-(B)		対前年同月比 (A)-(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	24.8%	73.2%	39.4%	99.2%	—	—	▲ 14.6%	▲ 26.0%	—	—
北区	38.7%	73.8%	46.6%	99.3%	—	—	▲ 7.9%	▲ 25.5%	—	—
都島区	21.6%	73.1%	39.3%	99.3%	—	—	▲ 17.7%	▲ 26.2%	—	—
福島区	36.6%	73.1%	62.1%	99.6%	—	—	▲ 25.5%	▲ 26.5%	—	—
此花区	22.9%	72.5%	38.5%	99.1%	—	—	▲ 15.6%	▲ 26.6%	—	—
中央区	19.6%	73.6%	46.7%	99.0%	—	—	▲ 27.1%	▲ 25.4%	—	—
西区	37.0%	73.7%	40.8%	99.3%	—	—	▲ 3.8%	▲ 25.6%	—	—
港区	21.0%	72.6%	38.5%	99.2%	—	—	▲ 17.5%	▲ 26.6%	—	—
大正区	21.7%	72.8%	40.0%	99.1%	—	—	▲ 18.3%	▲ 26.3%	—	—
天王寺区	29.5%	74.0%	47.0%	99.3%	—	—	▲ 17.5%	▲ 25.3%	—	—
浪速区	23.8%	72.6%	27.7%	98.8%	—	—	▲ 3.9%	▲ 26.2%	—	—
西淀川区	34.9%	73.1%	57.7%	99.6%	—	—	▲ 22.8%	▲ 26.5%	—	—
淀川区	23.5%	72.9%	35.3%	98.8%	—	—	▲ 11.8%	▲ 25.9%	—	—
東淀川区	16.9%	73.2%	34.4%	98.9%	—	—	▲ 17.5%	▲ 25.7%	—	—
東成区	24.3%	72.9%	44.9%	99.4%	—	—	▲ 20.6%	▲ 26.5%	—	—
生野区	25.8%	73.4%	36.4%	99.0%	—	—	▲ 10.6%	▲ 25.6%	—	—
旭区	24.6%	73.3%	42.5%	99.5%	—	—	▲ 17.9%	▲ 26.2%	—	—
城東区	19.2%	72.8%	37.8%	99.3%	—	—	▲ 18.6%	▲ 26.5%	—	—
鶴見区	34.1%	73.5%	46.6%	99.4%	—	—	▲ 12.5%	▲ 25.9%	—	—
阿倍野区	32.9%	73.8%	61.3%	99.6%	—	—	▲ 28.4%	▲ 25.8%	—	—
住之江区	25.3%	72.6%	40.8%	98.9%	—	—	▲ 15.5%	▲ 26.3%	—	—
住吉区	22.9%	73.1%	38.3%	99.2%	—	—	▲ 15.4%	▲ 26.1%	—	—
東住吉区	31.9%	73.4%	38.0%	99.3%	—	—	▲ 6.1%	▲ 25.9%	—	—
平野区	23.9%	73.6%	43.4%	99.3%	—	—	▲ 19.5%	▲ 25.7%	—	—
西成区	19.6%	72.4%	21.6%	98.2%	—	—	▲ 2.0%	▲ 25.8%	—	—

令和7年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名:後期高齢者医療保険料

1 令和7年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

過年度(滞納繰越)分については、2年に1度の保険料改定による、令和6年度保険料の大幅な増額改定・上限の大幅な引き上げ等の影響により、支払困難な被保険者が増加した。その結果、今年度に繰り越された滞納保険料が5億円を超えた。

現年度分についても、保険料増額改定や上限の引き上げ、また物価高等による影響が考えられることから、初期未納対策や滞納整理の強化を図ったことにより、一定の成果があったと考えている。

●10月末現在の状況

【口座振替】

口座振替件数(7～10月) : 230,199件 (対前年同月比111.72%)
※ペイジー利用件数(4～10月) : 2,188件 (対前年同月比 207.59%)

【滞納処分】

保険年金課(分室)による預金差押 : 144件 11,762,922円 (前年度同月時点 145件 8,279,759円)
保険年金課(収納)による年金差押 : 179件 11,732,885円 (前年度同月時点 103件 6,355,148円)

2 令和7年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

10月末現在、徴収率の対前年同月比はほぼ横ばいで推移している状況にあるが、調定額が増加している中で、未収金が膨らむ傾向であり、現状では目標達成が大変厳しい状況にある。

目標達成のためのこれからの中止取組みについては、引き続き、保険年金課(分室)での預貯金差押の強化、保険年金課(収納)での年金差押を強化するとともに、区においては限られた体制の中ではあるが、来庁者に対しての口座振替勧奨の強化や、定期的な催告書の送付とは別に、同時に、最終催告書・差押の予告の作成・発送等を積極的に実施し、自主納付を促す。

さらに口座振替を促進させるため、口座振替依頼書(紙)による申込方法、ペイジーシステムを利用した申込方法に加え、11月1日よりWeb口座振替受付サービスを新たに開始することで充実を図っていく。

令和7年度行政区別の目標に対する区別徴収率(10月末の状況)

債権名：母子父子寡婦福祉貸付金

	令和7年度 10月末徴収率(A)		令和7年度 目標徴収率(B)		令和6年度 10月末徴収率(C)		目標との比較 (A)-(B)		対前年同月比 (A)-(C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	3.6%	73.8%	6.1%	89.3%	4.1%	74.2%	▲ 2.5%	▲ 15.5%	▲ 0.5%	▲ 0.4%
北区	4.3%	71.6%	6.1%	89.6%	3.0%	72.6%	▲ 1.8%	▲ 18.0%	1.3%	▲ 1.0%
都島区	2.0%	67.4%	6.3%	89.3%	2.3%	75.4%	▲ 4.3%	▲ 21.9%	▲ 0.3%	▲ 8.0%
福島区	1.3%	68.9%	7.1%	88.6%	2.0%	76.0%	▲ 5.8%	▲ 19.7%	▲ 0.7%	▲ 7.1%
此花区	2.7%	67.7%	5.3%	87.0%	2.4%	68.5%	▲ 2.6%	▲ 19.3%	0.3%	▲ 0.8%
中央区	2.2%	81.2%	8.0%	88.0%	2.3%	75.2%	▲ 5.8%	▲ 6.8%	▲ 0.1%	6.0%
西区	1.1%	85.9%	5.2%	99.1%	8.9%	85.9%	▲ 4.1%	▲ 13.2%	▲ 7.8%	0.0%
港区	2.5%	72.7%	8.6%	88.1%	2.9%	73.0%	▲ 6.1%	▲ 15.4%	▲ 0.4%	▲ 0.3%
大正区	8.8%	69.0%	4.5%	83.4%	1.2%	65.3%	4.3%	▲ 14.4%	7.6%	3.7%
天王寺区	8.5%	57.9%	7.0%	80.0%	8.9%	65.9%	1.5%	▲ 22.1%	▲ 0.4%	▲ 8.0%
浪速区	1.6%	63.8%	2.2%	77.7%	1.1%	52.8%	▲ 0.6%	▲ 13.9%	0.5%	11.0%
西淀川区	7.1%	76.1%	4.4%	90.0%	2.8%	75.6%	2.7%	▲ 13.9%	4.3%	0.5%
淀川区	4.8%	72.1%	9.5%	88.8%	7.7%	69.7%	▲ 4.7%	▲ 16.7%	▲ 2.9%	2.4%
東淀川区	2.3%	78.6%	4.1%	91.1%	2.0%	77.5%	▲ 1.8%	▲ 12.5%	0.3%	1.1%
東成区	0.0%	81.7%	4.2%	91.9%	1.3%	80.2%	▲ 4.2%	▲ 10.2%	▲ 1.3%	1.5%
生野区	2.0%	81.9%	6.0%	94.5%	3.7%	83.1%	▲ 4.0%	▲ 12.6%	▲ 1.7%	▲ 1.2%
旭区	2.6%	74.4%	7.1%	87.1%	5.8%	72.7%	▲ 4.5%	▲ 12.7%	▲ 3.2%	1.7%
城東区	1.2%	88.0%	7.0%	95.0%	2.8%	70.4%	▲ 5.8%	▲ 7.0%	▲ 1.6%	17.6%
鶴見区	20.6%	81.1%	14.1%	93.3%	7.0%	78.4%	6.5%	▲ 12.2%	13.6%	2.7%
阿倍野区	1.5%	80.5%	4.0%	94.0%	2.4%	81.7%	▲ 2.5%	▲ 13.5%	▲ 0.9%	▲ 1.2%
住之江区	4.5%	77.4%	7.7%	96.3%	2.6%	80.9%	▲ 3.2%	▲ 18.9%	1.9%	▲ 3.5%
住吉区	4.8%	76.8%	6.7%	92.2%	4.5%	77.3%	▲ 1.9%	▲ 15.4%	0.3%	▲ 0.5%
東住吉区	4.6%	63.7%	8.0%	80.6%	8.5%	67.7%	▲ 3.4%	▲ 16.9%	▲ 3.9%	▲ 4.0%
平野区	2.9%	77.9%	2.7%	88.5%	1.7%	80.5%	0.2%	▲ 10.6%	1.2%	▲ 2.6%
西成区	3.0%	67.5%	8.5%	87.0%	4.3%	69.3%	▲ 5.5%	▲ 19.5%	▲ 1.3%	▲ 1.8%

令和7年度行政区別の目標における債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名:母子父子寡婦福祉貸付金

1 令和7年度10月末実績について

(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて債権所管としての認識を記載してください。)

現年度分の徴収率(73.8%)について、全体としては前年度同月と比較した際に0.4ポイント下回っており、各行政区別では10区で前年度同月の徴収率を上回っている一方、14区で下回っている状況である。現時点での償還率としては例年並みであると考えられる。

過年度分の徴収率(3.6%)について、全体としては前年度同月と比較した際に0.5ポイント下回っており、各行政区別では10区で前年度同月の徴収率を上回っている一方、13区で下回っている(1区は同値)。また過去5年平均は3.8%であり、現時点での償還率としては例年並みであると考えられる。

2 令和7年度の目標達成見込みについて

(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組などを簡潔に記載してください。)

現年度については、10月以降に新たに償還が始まる事案があり、また10月～1月において償還促進月間の取組みもあるため、9月30日に区担当者むけ説明会を実施し、特に償還開始直後の滞納者への重点的な催告及び納付交渉、償還にかかる口座振替登録の確認及び登録の勧奨を指導しており、徴収率目標の達成できるよう、取組みを続けてまいりたい。

過年度については、毎年度10月からの償還促進月間における滞納者への重点的な催告及び納付交渉を行い、年末にかけて区に対して個別に事務指導を実施することに加え、複数債務者がおり滞納がある場合には他債務者に必ず接触すること、口座振替登録の勧奨及び口座振替不能者への指導の徹底、民間事業者(サービサー)の活用等に着実に取り組み、徴収率目標の達成に努めてまいりたい。